

第3回 難聴児の早期支援に向けた 保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト会合	資料 2
令和元年5月30日	

# 聴覚障害領域における言語聴覚士の役割

一般社団法人日本言語聴覚士協会  
会長 深浦 順一

# お話する内容

1. 言語聴覚士の業務
2. 聴覚障害領域における言語聴覚臨床
3. 言語聴覚士の養成教育
4. 言語聴覚士の生涯学習
5. 聴覚障害領域における言語聴覚士の現状
6. 聴覚障害児療育(教育)の現状と課題
7. 佐賀県における新生児聴覚スクリーニング体制
8. 聴覚障害児療育(教育)に関する提言

## 言語聴覚士法第2条(定義)

厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

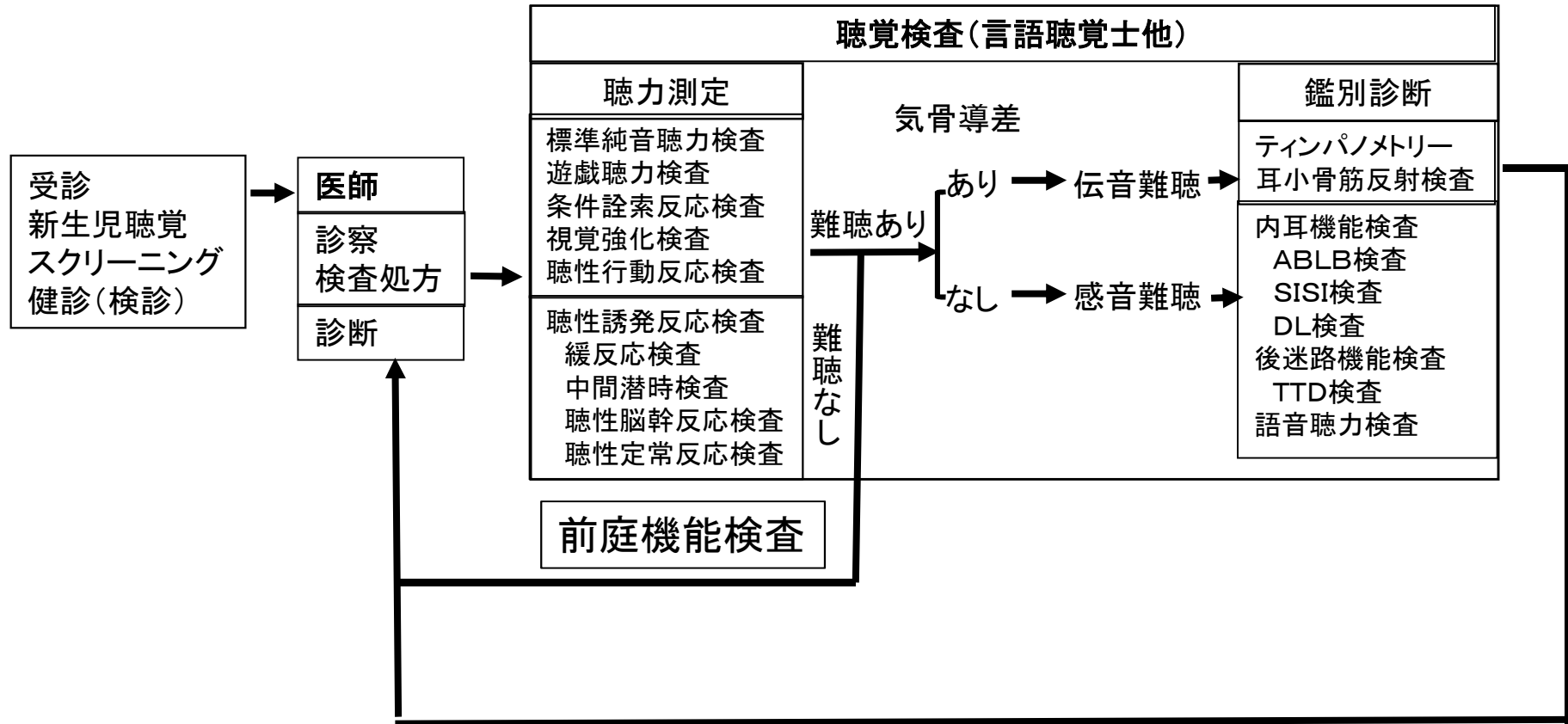
# 言語聴覚士法第42条(業務)

第42条 言語聴覚士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる。

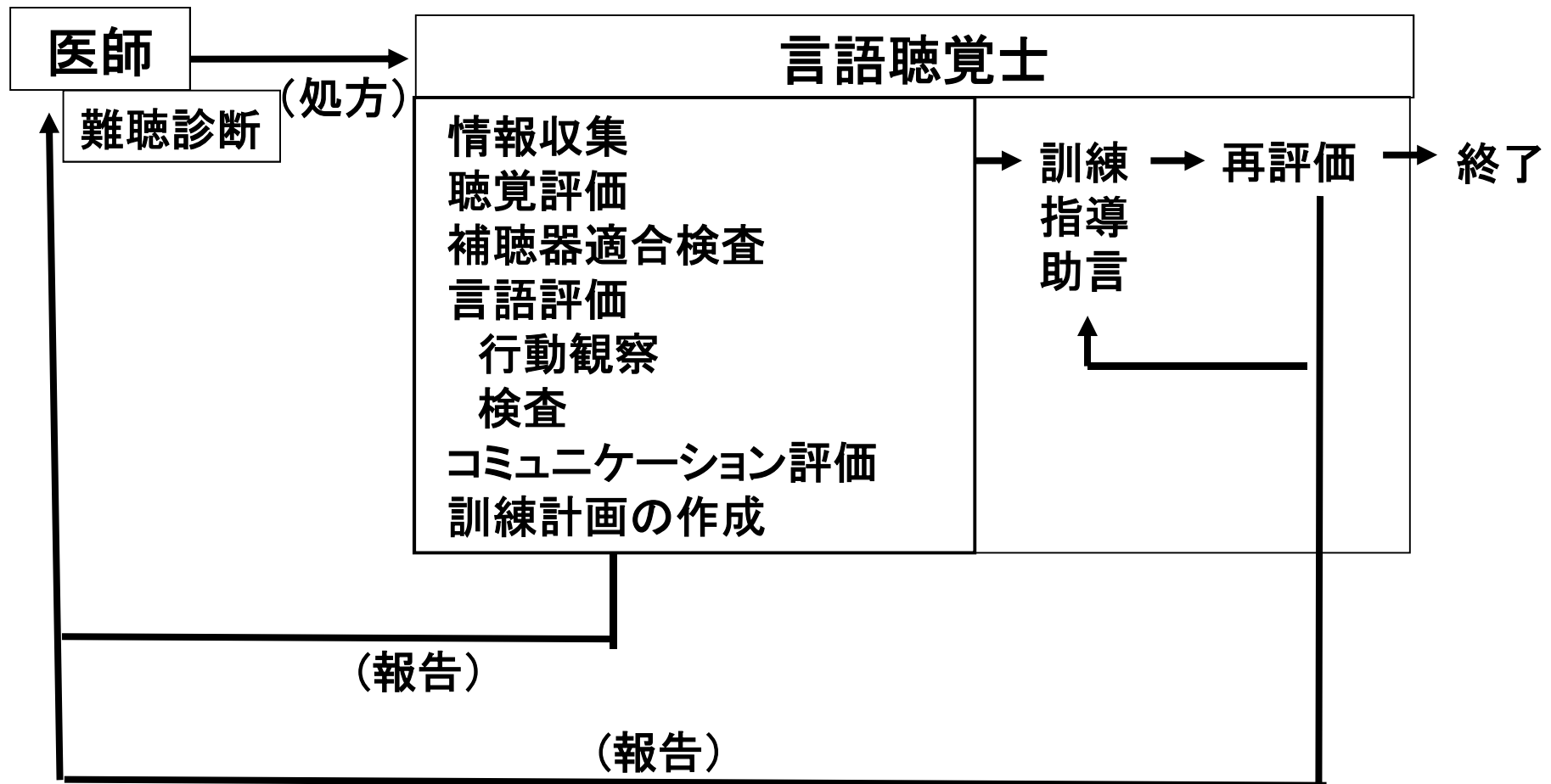
# 厚生労働省令で定める行為 (施行規則22条)

- 一 機器を用いる聴力検査(気導により行われる定性的な検査で次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除く。)
  - イ 周波数千ヘルツ及び聴力レベル三十デシベルのもの
  - ロ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル二十五デシベルのもの
  - ハ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル三十デシベルのもの
  - ニ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル四十デシベルのもの
- 二 聴性脳幹反応検査
- 三 眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。)
- 四 重心動揺計検査
- 五 音声機能に係る検査及び訓練(他動運動若しくは抵抗運動を伴うもの又は薬剤若しくは器具を使用するものに限る。)
- 六 言語機能に係る検査及び訓練(他動運動若しくは抵抗運動を伴うもの又は薬剤若しくは器具を使用するものに限る。)
- 七 耳型の採型
- 八 補聴器装用訓練

# 難聴診断の流れ



# 聴覚障害臨床の流れ



# 評価法

## 1. 発達検査

新版K式発達検査、乳幼児精神診断発達検査、遠城寺式・乳幼児分析的発達検査

## 2. 認知・知能検査

WPPSI-III知能検査、WISC-IV知能検査、WAIS-III知能検査、田中-ビネー知能検査、K-ABC心理・教育アセスメントバッテリー、DN-CAS認知評価システム、レーヴン色彩マトリックス検査

## 3. 言語検査

言語・コミュニケーション発達スケール(L-Cスケール)、国リハ式(S-S法)言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語い発達検査、標準抽象語理解力検査(SCTAW)、質問-応答関係検査、語流暢性検査、新版構文検査-小児版-

## 4. 学力・読み書き能力検査

教研式標準学力検査、小学生の読み書きスクリーニング検査(STARW)、教研式全国標準読書力診断検査、標準読書力診断テスト、幼児・児童読書力テスト

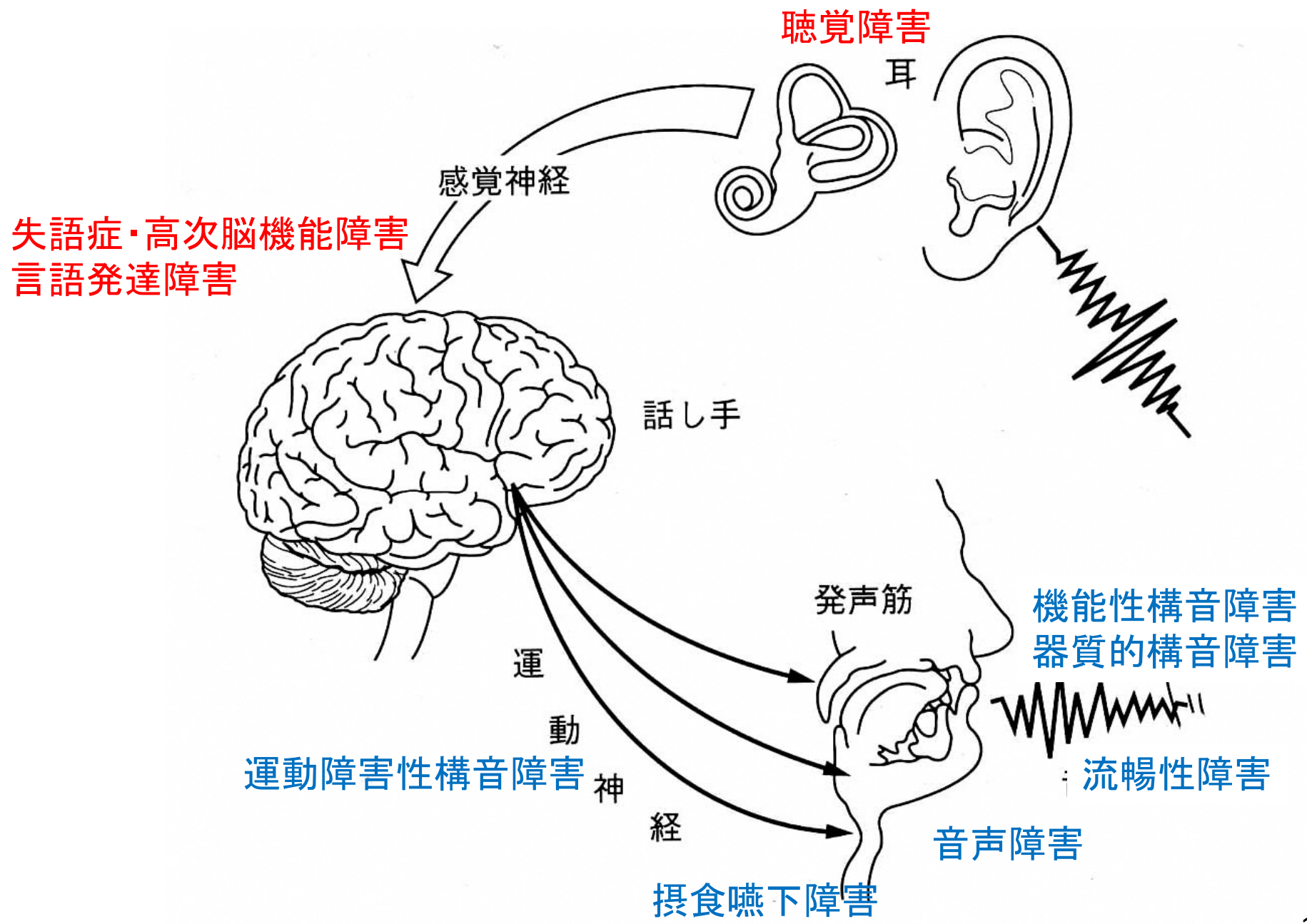
## 5. その他

心の理論課題



# 言語聴覚士法第33条(受験資格)

- 文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所において、三年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 大学等で二年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、言語聴覚士指定養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 大学等で一年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、言語聴覚士指定養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者
- 大学を卒業した者で、言語聴覚士指定養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業、又は言語聴覚士の免許に相当する免許を受けたもので、厚生労働大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの



# 言語聴覚療法の対象

## I. コミュニケーション障害(言語聴覚障害)

- 聴覚障害
  - a. 難聴
- 言語障害
  - a. 言語発達障害
  - b. 失語症
- 発声・発語障害
  - a. 構音障害(運動障害性、器質性、機能性)
  - b. 吃音
  - c. 音声障害
- その他の障害
  - a. 認知症、高次脳機能障害

## II. 摂食・嚥下障害

# 言語聴覚士養成カリキュラム

- 基礎分野(12)

人文科学(2)、社会科学(2)、自然科学(統計学)(2)、外国語(4)、保健体育(2)

- 専門基礎分野(29)

基礎医学(総論、解剖学、生理学、病理学 3)、臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハ医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学、形成外科学 6)、臨床歯科医学(1)、音声・言語・聴覚医学(3)、心理学(認知・学習心理学、心理測定法、臨床心理学、生涯発達心理学 7)、言語学(2)、音声学(2)、音響学(2)、言語発達学(1)、社会福祉・教育(2)

- 専門分野(44)

総論(4)、失語・高次脳機能障害学(6)、言語発達障害学(6)、発声発語・嚥下障害学(9)、聴覚障害学(7)、臨床実習(12)

- 選択必修分野(8)

- 合計単位 93単位

(大学:最低修得単位数124単位)

# 聴覚障害領域のカリキュラム例

## 2年次

耳鼻咽喉科学(1,30)、聴覚医学(1,30)、聴覚心理学(1,30)、聴覚障害学総論(1,30)、聴覚機能評価学(2,60)

## 3年次

小児聴覚障害学Ⅰ(評価・診断)(1,30)、小児聴覚障害学Ⅱ(治療)(1,30)、成人聴覚障害学(二重障害を含む)(1,30)、聴覚補償論(補聴器・人工内耳など)(1,30)

## 関連

生涯発達心理学(1,30)、学習心理学(1,30)、言語発達障害学系(6,180)、コミュニケーション技能演習(1,30)、臨床実習(12,480)

# 臨床実習

- 1 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。
  - (1) **実習指導者**は、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。
  - (2) 実習指導者1人が担当する学生の数は、2人を限度とすること。
  - (3) 臨床実習施設には、専用の訓練室及び実習を行う上に必要な機械器具を有すること。
  - (4) 臨床実習のうち**320時間以上は、病院又は診療所**において行うこと。(難聴療育機関は1/3未満)

# 生涯学習システム

## 基礎プログラム

1年目	2年目	3年目
全国研修会 4講座 2講座 学会	全国研修会 4講座 2講座 学会	全国研修会 4講座 2講座 学会
参加・発表 ポイント	参加・発表 ポイント	参加・発表 ポイント
症例検討 発表	症例検討 発表	症例検討 発表

症例検討・発表  
 4ポイント取得  
 6講座履修

### 修了証授与

- ・基礎と専門は初年度から同時に開始することができる。
- ・修了までの期間に制限はない。
- ・講師：原則として基礎であれば基礎の、専門であれば専門の修了者。
- ・基礎プログラムについては、初年度は協会が実施する。  
都道府県士会に委託する体制を徐々に整える。
- ・専門プログラムは、当面は協会が実施する。  
都道府県士会主催の研修会等の公認についても今後、検討する。
- ・学会、研修会で実施した講座については、都道府県士会からの希望により、講師ごと講座を届ける方式をとる。

## 専門プログラム

全国研修会 2講座 1講座 学会	全国研修会 2講座 1講座 学会	全国研修会 2講座 1講座 学会	全国研修会 2講座 1講座 学会	全国研修会 2講座 1講座 学会	認定言語聴覚士 講義内容を変えて 左記プログラムの 繰り返し	修了証授与(第2期) 高度専門プログラム	修了証授与(第1期) 8ポイント取得 4講座履修	専門言語聴覚士
参加・発表ポイント 職能活動ポイント	参加・発表ポイント 職能活動ポイント	参加・発表ポイント 職能活動ポイント	参加・発表ポイント 職能活動ポイント	参加・発表ポイント 職能活動ポイント				

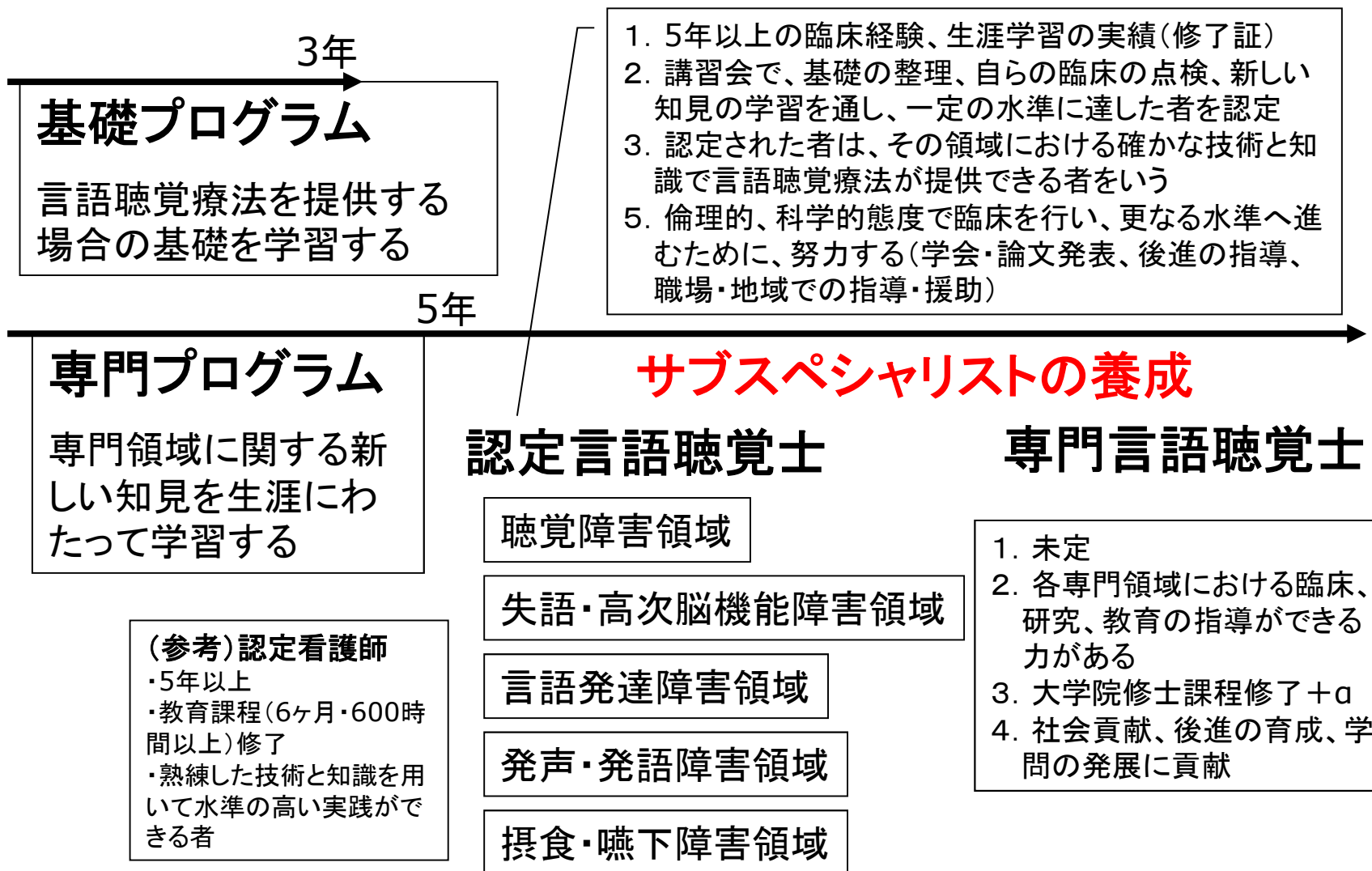
5年間1クールで15講座開講

5年間1クールで15講座開講

検討中

# 認定言語聴覚士の位置づけ

資格取得・言語聴覚療法の提供





# 認定言語聴覚士(聴覚障害領域)

		①9:00-10:30	②10:40-12:00	③13:00-14:30	④14:40-16:10	⑤16:20-17:50
第1回	1日目	ガイダンス(認定コース) 聴覚リハビリテーションの 概念	最新の聴覚医学の動向: 遺伝子診断や 新生児聴覚スクリーニ ングの現状 耳鼻咽喉科医	最新の聴覚補償機器の 動向と適応  耳鼻咽喉科医	音場検査講義: 聴力測定機器と音場環境 設定	音場検査演習
	2日目	実耳測定講義  耳鼻咽喉科医	実耳測定演習  耳鼻咽喉科医	補聴器の適合と装用指導	補聴器適合評価: 補聴器適合検査の指針 2010	
第2回	1日目	①小児の聴覚検査の特 殊性 ②VRAの活用	乳幼児の他覚的聴力検 査の解析と応用	聴覚機能の発達と学習	聴覚障害児のコミュニ ケーションと言語の発達: 前言語期から初期言語 習得期	聴覚障害児のコミュニ ケーションと言語の発達: 幼児期後期から学童期
	2日目	学童期・青年期の発達	障害認識、情報保障(補 聴補助機器の活用を含 む)	重複障害児の評価と指導	事例検討1(小児)	
第3回	1日目	聴覚障害に関連する社会 保障制度・補装具費支給 を含む	成人の聴覚補償・障害認 識・コミュニケーションス トラテジー	難聴者のコミュニケーション: 評価と訓練	高齢難聴者の コミュニケーション	高齢難聴者の実態と補聴  耳鼻咽喉科医
	2日目	人工聴覚器の評価	人工聴覚器の活用	事例検討2(成人)	試験	

# 聴覚医学会との連携

## 聴力測定技術講習会《一般》、《中級》、補聴器講習会の共同開催

第83回聴力測定技術講習会は日本聴覚医学会ならびに日本言語聴覚士協会との共催にて開催いたします。受講ご希望の方は下記に従ってお申し込みください。人数に制限がありますので先着順とし定数に達し次第締め切らせていただきます。

一般：平成31年2月4日（月）～平成31年2月8日（金）

中級：平成31年2月7日（木）8日（金）間

補聴器講習会：平成31年2月5日（火）6日（水）

# 生涯学習システム(2019年3月)

会員:17352名

高度専門プログラム

専門言語聴覚士

認定言語聴覚士 (6日間研修・更新制度)

受講要件

- 臨床経験6年以上
- 専門プログラム修了
- 基礎プログラム修了

認定言語聴覚士数と領域

- ・摂食・嚥下障害領域259名
- ・失語・高次脳機能障害領域169名
- ・言語発達障害領域47名
- ・聴覚障害領域37名

専門講座プログラム (5年を目安)

専門講座履修  
(研修・学会発表)

4講座

+

ポイント取得

8ポイント以上



修了証

修了者 1143名

実務者講習会

回復期:受講者数 838名  
介護保険:受講者 1154名

基礎講座プログラム (3年を目安)

基礎講座履修  
(学会・研修等)

6講座

+

ポイント取得

4ポイント以上

+

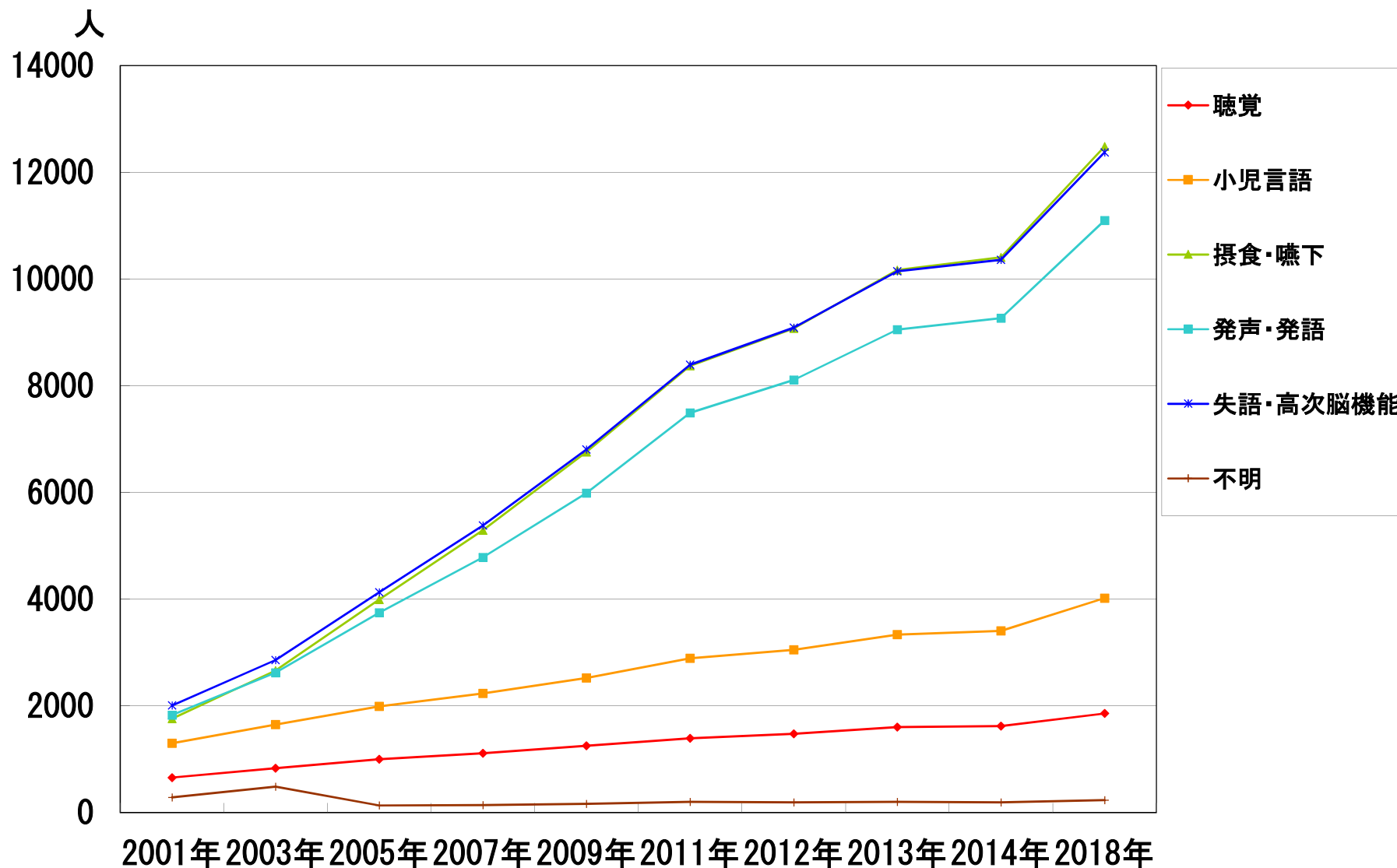
症例検討  
・発表



修了証

修了者 938名

# 言語聴覚士の対象障害の推移



# 聴覚障害を対象とする言語聴覚士の所属機関

種別	会員数	施設数
病院(耳鼻咽喉科)	150	98
クリニック(耳鼻科・小児科)	62	45
補聴器業者	16	16
難聴児通園	33	12
療育施設(小児全般)*1	286	147
学校(特別支援学校等)	59	53
病院(リハ科等)*2	1004	601
介護保険事業所など	81	79
養成校*3	122	76
その他(相談など)	54	47
所属なし	150	
計	2017	1174

\*1: 難聴児の療育を含む      \*2: 国公立大学付属病院ではリハ部に所属する場合あり

\*3: 養成校にクリニック所付属する場合もあり

# 「診療所における言語聴覚士雇用に関するアンケート調査」の集計結果 日耳鼻渉外委員会



	回答数	回答施設数に対する割合
1 言語聴覚士の職務対象となる症例が少ない	6	40%
2 各種リハビリテーションに取り組む時間がない	1	7%
3 各種リハビリテーションは近隣施設に依頼している	0	0%
4 補聴器関連業者の協力があるので必要性を感じない	2	13%
5 言語聴覚士の雇用に必要な設備がなく、投資も考えていない	2	13%
6 経営的に収支が合わない	9	60%
7 雇用するなら臨床検査技師を優先する	1	7%
8 雇用するなら看護師を優先する	1	7%
9 保険や保証、施設認定の申請等の事務手続きが煩雑である	0	0%
10 求人しても言語聴覚士がすぐに見つからない	9	60%
11 その他	4	27%

(日本耳鼻咽喉科学会HPより)

# 障害児が利用可能な支援の体系

		サービス名	内 容
障害者総合支援法	訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		同行援護	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	活動系 日中	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
児童福祉法	障害児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
		医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。
		放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
	障害児入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
		医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
支援法	相談支援系	計画相談支援	<b>【サービス利用支援】</b> ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 <b>【継続利用支援】</b> ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
児福祉法		障害児相談支援	<b>【障害児利用援助】</b> ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 <b>【継続障害児支援利用援助】</b>

# 切れ目ない支援体制整備充実事業

平成30年度予算額(案) 1,600百万円(平成29年度予算額 1,452百万円)

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行、平成28年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、切れ目ない支援体制整備に向けた取組として、自治体等が、**I. 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備、II. 特別支援教育専門家等配置 III. 特別支援教育の体制整備の推進**をする場合に要する経費の一部を補助する。

## I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【拡充】

### 事業の趣旨・内容

(30地域→60地域)

- ◇就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築
- ◇教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し支援する仕組の整備
- ◇各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する「**個別の教育支援計画**」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が**適切に引き継がれる仕組の整備**
- ◇上記取組における普及啓発

◇福祉・保健部局の申請可 ◇最長3カ年補助

### 市区町村の連携体制のイメージ図



## II 特別支援教育専門家等配置

### ① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,200→1,500人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

### ② 連携支援コーディネーター(269人)

(早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮に関するコーディネーター)

・【早期支援】自治体が行う早期からの教育相談・支援に資す。【就労支援】特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、な就学先決定の支援を行う。(特別支援学校への配置可) 障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。

### ③ 外部専門家(348人) (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)

・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

## III 特別支援教育体制整備の推進

### ① 特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

### ② 研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。

- ◇補助対象者  
都道府県・市区町村  
学校法人  
(私立特別支援学校等 H30からⅡのみ対象)
- ◇補助率：1/3



# 教員免許制度

- 普通免許状
- 特別免許状(看護師が「看護」の免許)
- 臨時免許状
- 免許制度の例外
  - 特別非常勤講師制度
  - 免許外教科担任制度
  - 特別支援学校教員資格認定制度
    - 特別支援学校自立活動教諭一種免許状(聴覚、言語、視覚、肢体不自由)

# 佐賀県における 新生児聴覚スクリーニング

# 第1期

- 1998年 8月 佐賀医科大学小児科でAABR開始
  - 1999年 10月 佐賀県医師会学術講演会(田中美郷先生)
  - 2001年 4月 佐賀新生児聴覚スクリーニング研究会世話人会
  - 9月 第1回佐賀新生児聴覚スクリーニング研究会
  - 10月 佐賀県新生児聴覚スクリーニング第1回検討会
  - 11月 第2回検討会
  - 2002年 3月 第3回検討会
  - 7月 新生児聴覚スクリーニングモデル事業開始
- (~2004年)
- 9月 第2回佐賀新生児聴覚スクリーニング研究会
  - 2003年 1月 佐賀新生児聴覚検査事業検討会
  - 9月 第3回佐賀新生児聴覚スクリーニング研究会

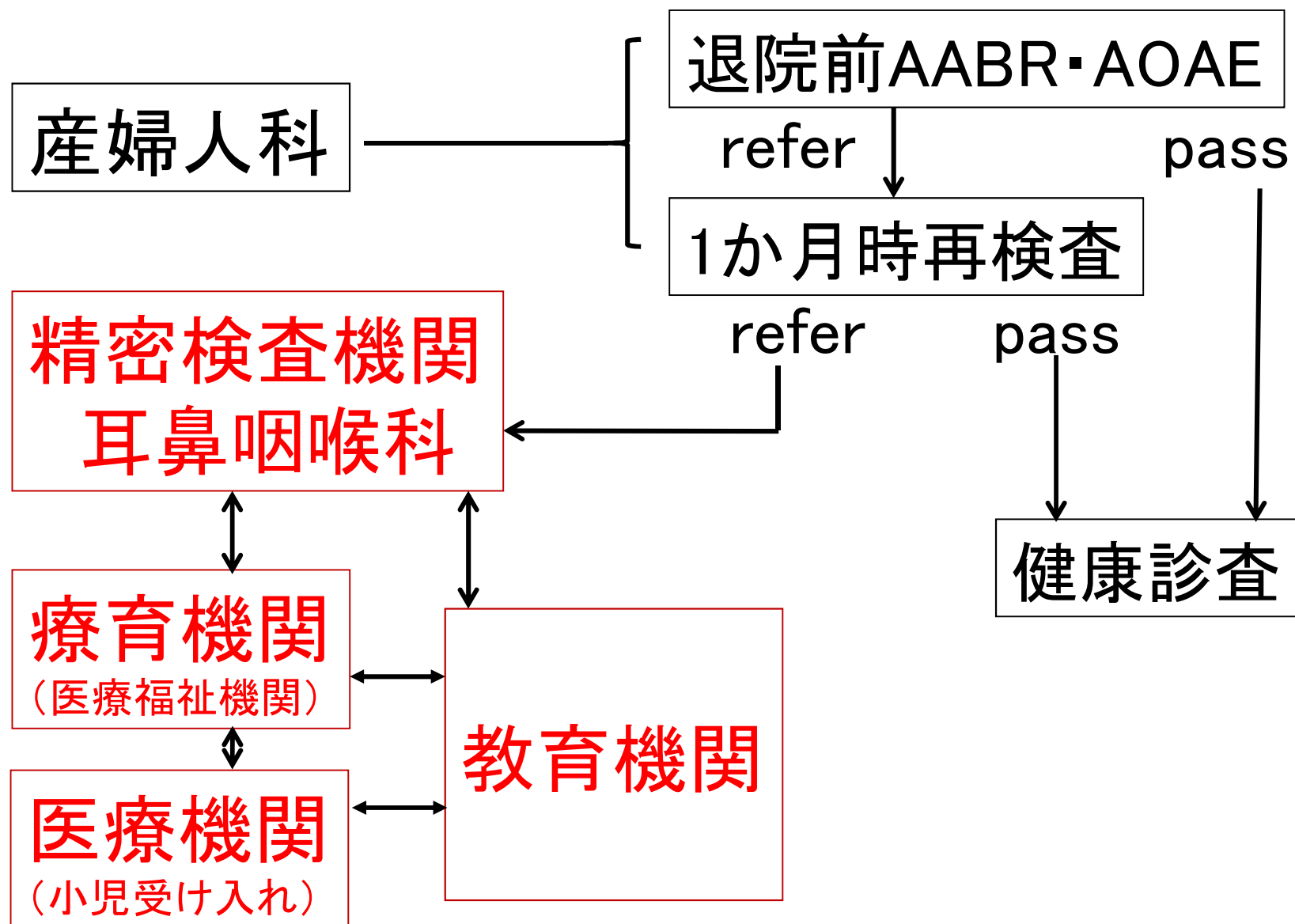
## 第2期(2005年～2008年3月)

- 聴覚スクリーニング検査費用は自己負担
- 県から難聴児療育支援事業を佐賀整肢学園こども発達医療センターへ委託

## 第3期(2008年～)

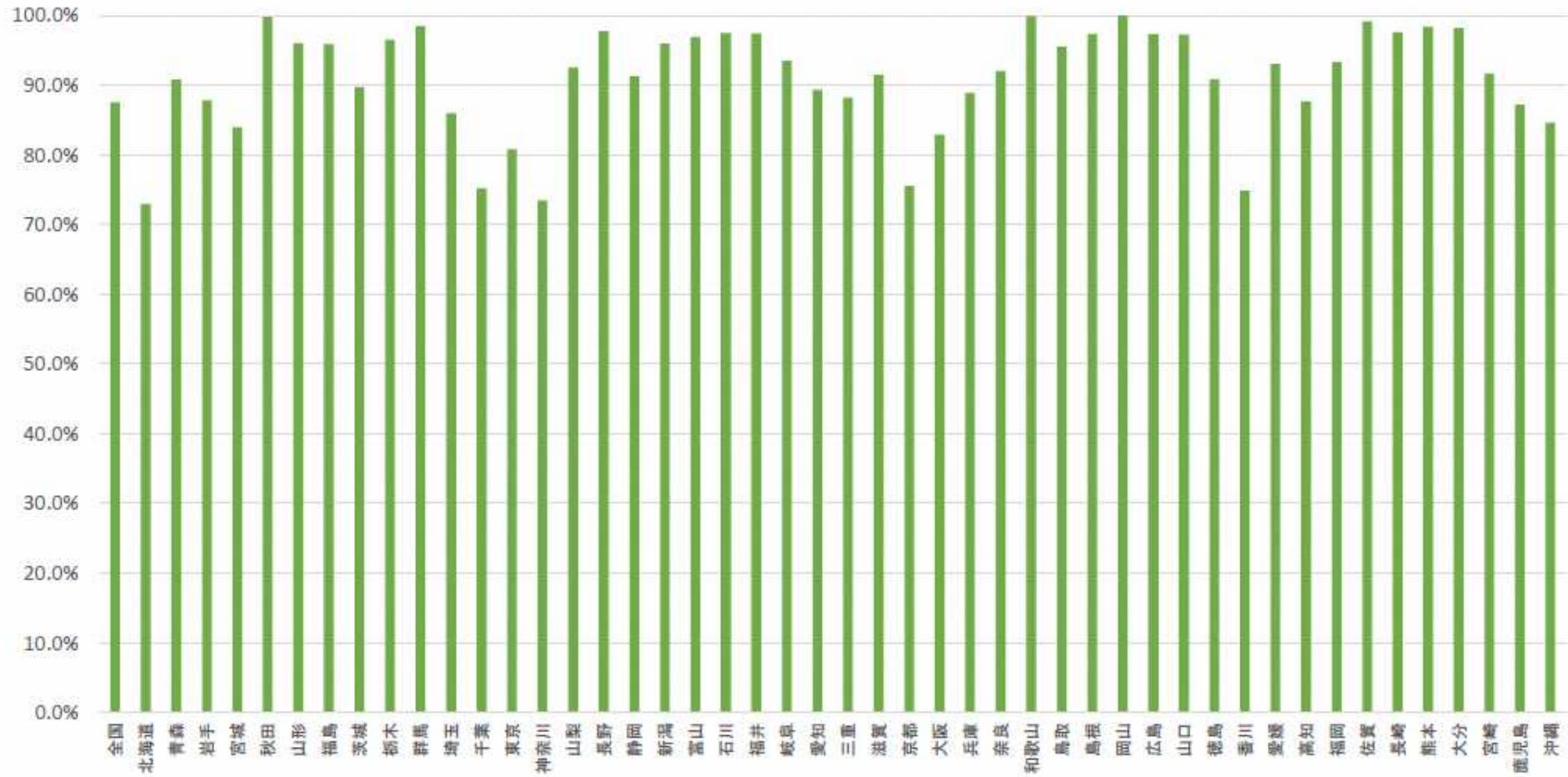
- 県が行う活動
  - ・ 家庭訪問事業
  - ・ 難聴児の保護者の集い
- 療育機関
  - ・ 地域の医療機関や教育機関(聾学校・ことばの教室など)を複数利用

# 新生児聴覚スクリーニング



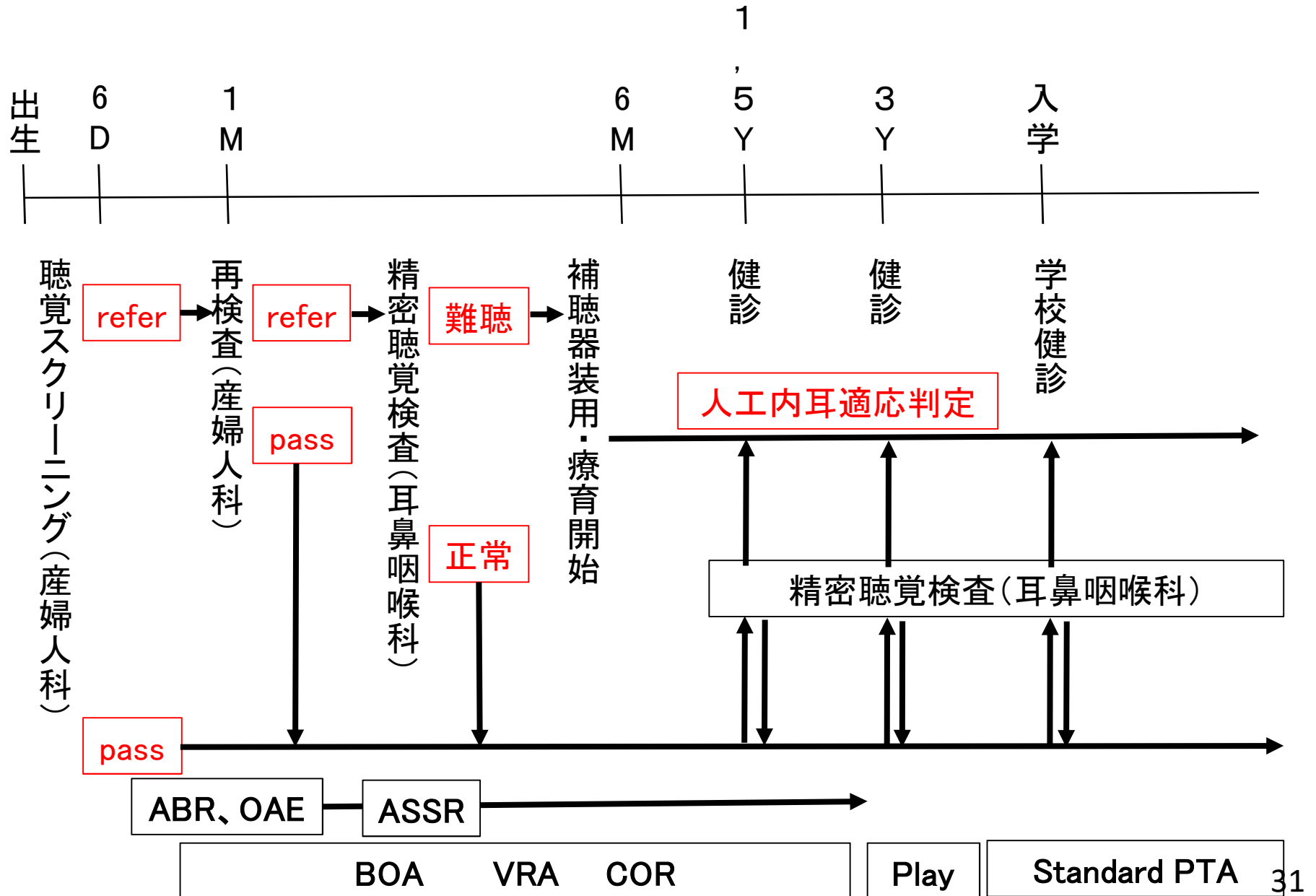
# 都道府県別検査実施率

検査可能施設率: 94.3%



(平成29年日本産婦人科医会母子保健部会調査)

# 聴覚障害児発見システム



# 聴覚障害児臨床における提言

1. 聴覚障害領域における言語聴覚士の雇用と療育等の拡充
  - a. 精密検査機関(病院耳鼻咽喉科)における雇用促進
  - b. 耳鼻咽喉科クリニックでの雇用促進
  - c. 難聴児療育施設(児童発達支援センター)の増設
  - d. 児童発達支援や放課後等デイサービスの利用
  - e. 特別支援教育における雇用促進
  
2. 聴覚障害領域の言語聴覚士の資質向上
  - a. 臨床実習施設としての耳鼻咽喉科・難聴施設の少なさ
  - b. 協会の生涯学習への参加促進(一般会員への聴覚領域の講習会開催、認定言語聴覚士の評価の向上)
  - c. 関連する学会との協力
  
3. その他